

相続登記の義務化等に関する講座について

高知地方法務局では、令和6年4月1日から始まった相続登記の義務化等に関して、以下の内容で講座（※相談会ではありません）を行っていますので、興味がありましたら、お気軽にお問合せください。

なお、申込みは、開催日（希望日時）が令和6年9月30日までのものとさせていただきますので、ご了承ください。

（1）高知県内の会場（公民館・町内会館など）で、参加者20名以上を対象として行っています。

ただし、申込者及び参加者に、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員がいないことが条件となります。

（2）講座対応時間は、平日の午前10時から午後4時までで、土・日・祝日は除きます。

（3）他の行事との兼ね合い等のため、日時によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（4）お問合せは、以下のとおりお願いします。

- ・電話 → (088) 822-3331（自動音声案内3→3）
- ・FAX → 「[出前講座申込書](#)」をご利用ください。
- ・メール → <https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=054>

